

議第12号議案

横浜市会会議規則の一部改正

横浜市会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月23日提出

市会運営委員会

委員長 山下 正 人

横浜市会規則（番号）

横浜市会会議規則の一部を改正する規則

横浜市会会議規則（昭和43年5月横浜市会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第88条第1項中「、請願者」を「及び請願者」に改め、「及び氏名（法人の場合にはその所在地、名称及び代表者の氏名）」を削り、「押印して」を「請願者が署名し、又は記名押印して、」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、「請願書に」の次に「署名し、又は」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の所在地及び名称を記載し、代表者が署名し、又は記名押印して、議長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

提 案 理 由

請願書への押印に関する規定の整備を図るため、横浜市会会議規則の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市会会議規則（抜粋）

（ 上段 改正案 ）
（ 下段 現 行 ）

（請願書の記載事項等）

第88条 請願書には、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所及び氏名（法人、請願者及び氏名（法人）の場合にはその所在地、名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が署名し、又は記名押印して、議長に提出しなければならない。

2 請願者が法人の場合には、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の所在地及び名称を記載し、代表者が署名し、又は記名押印して、議長に提出しなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書に署名し、又は記名押印しなければならない。
2 請願を

4
3 （本文省略）

「議第12号議案 及び 議第13号議案」の取り扱いに関する
運営理事会協議結果

項 目		協 議 結 果 (令和3年3月22日運営理事会)
1	議 案 発 送	3月23日の本会議当日席上配付
2	上 程 日	3月23日の本会議
3	提案理由説明	省略
4	委員会付託	会議規則第36条第3項 及び 市会運営委員会申し合わせ・確認事項により、委員会付託を省略し、本会議で即決

参 考

●横浜市会会議規則（抜粋）

第36条

3 委員会が提出した議案については、前2項の規定にかかわらず、委員会に付託しない。ただし、市会の議決により付託することができる。

●市会運営委員会申し合わせ・確認事項（抜粋）

本 会 議

5 議員提出議案について

(1) 常任・運営委員会における発議（請願・陳情に係るものを含む。）に係る審査が終了したもの及び団長会議等の協議が終了したものは、委員会等の終了後、速やかに提出することとし、その取扱いについては、原則として、本会議で即決とする。